

鎌倉市農業委員会 令和元年度 第4回総会 議事録	
日 時	令和元年7月25日(木) 15時20分開会
場 所	鎌倉市役所 4階 402会議室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、4番 郷原均、5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一、12番 若林安雄 以上10名
事務局出席者	鈴木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員・小田職員・酒井職員
欠席委員	3番 安齊会長、8番 飯田委員、13番 石澤委員
議長(和田副会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。3番安齊会長、8番飯田委員、13番石澤委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(和田副会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、6番岡崎委員、7番浜野委員にお願いします。現況証明委員は、4番郷原委員と5番平井委員にお願いします。
議長(和田副会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長。本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、7月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、議案第11号、農地法第3条第2項第5号の規定に定める農地の下限面積に代わる別段の面積の設定について。 日程第2、議案第12号、非農地証明について。 日程第3、議案第13号、非農地証明について。 日程第4、議案第14号、農地等の認定について。 日程第5、議案第15号、農地等の認定について。 日程第6、議案第16号、農地等の認定について。

	日程第 7、議案第 17 号、農地等の認定について。 日程第 8、議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第 9、議案第 19 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第 10、その他、諸般の報告について。 以上で報告を終わります。
議長(和田副会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第 1、議案第 11 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に定める農地の下限面積に代わる別段の面積の設定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第 1、議案第 11 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に定める農地の下限面積に代わる別段の面積の設定について、着席して説明させていただきます。 下限面積とは、新規就農者が新しく農地の取得又は賃借権などにより権利設定を行う場合に許可基準としている権利取得後の最低耕作面積で、北海道を除き 50 アール以上となっています。 これは農業経営上、一定規模以上の経営面積を確保した耕作者を維持・確保するためのものです。 しかしながら、この面積が地域の実情に適さないと判断される場合や、新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積として定めることができます。 農林水産省局長並びに神奈川県農業会議会長からの通知で、毎年 6 月若しくは 7 月の農業委員会で別段の面積の修正の必要性について、議案審議を行うこととされています。 別段の面積の基準は、農地法施行規則で、設定区域内において

	その定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作している者の総数の概ね百分の四十を、下回ってはいけないと定められています。 それでは、お手元の資料をご覧ください。 表には市内を大きく4つの地域に分け、それぞれの総耕作農地面積、所有者数を。耕作農地面積規模別所有者数は、10アール未満から、40アール以上まで10アール刻みに分け、それぞれの所有者数を。所有者数割合は、総所有者数における、10アール刻みの所有者数をパーセントにして記載しています。他に現行の別段の面積、概ね4割の基準を満たす面積を記載しています。 下限面積は、概ね4割の基準を満たす面積とすることとされており、昨年度までは玉縄地区は20アール以上、鎌倉、深沢、大船の3地区は10アール以上が下限面積となっておりました。 今年度の集計では、概ね4割の基準を満たす面積がすべての地区で10アール未満となっているため、10アール以上の面積で下限面積を設定することとなります。 なお、昨年度同時期での審議では、別段の面積は、玉縄地区は40アール、その他の地区は20アールと修正はありませんでした。 本日は、別段の面積の修正の必要性について審議していただくものです。以上で説明を終わります。
議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
7番(浜野委員)	7番。腰越はどこの地区になるのか。
事務局(岸名補佐)	議長。腰越につきましては鎌倉地区に入っています。
4番(郷原委員)	4番。下限面積を下げたいという話は出ているのか。
事務局(岸名補佐)	議長。鎌倉山の国有農地の売却についての案件で、10アール以上20アール未満という土地であったため、下限面積を20アールよ

	り下げてくださいかという要望が出た事がありました。
4 番（郷原委員）	4 番。20アールを超えないと農家資格が認められないのではないかな。
事務局(岸名補佐)	議長。法改正があったため農家資格というくくりは無くなりました。
4 番（郷原委員）	4 番。農家同士で農地の譲渡をする場合、農家資格があれば譲渡税がかからないという制度があったかと思うが、今はないのか。
事務局(岸名補佐)	議長。詳しくは調べていないが、今までは選挙人名簿があったため、それを農家資格としていた。しかし、その制度がなくなってしまったので、近隣の農業委員会でも困っている状況。それに代わるものを作る検討をしています。
4 番（郷原委員）	4 番。税務署でも農家同士の、資格者同士の譲渡や交換に関しては譲渡税をかけないということが慣例的に成り立っていると思う。今後はできないというのは理解できるが、今までは得ていた権利ではないか、更にいま下限面積という話になったので申し上げたい。農家は、利用集積などで農地の移動性は出てきたが、農地を手放したり交換したりする際、売買では集積できないので苦労がある。 農家資格がない人の農地を農家資格がある人が取得する場合、農家資格がある人には譲渡税はかからないが相手（農家資格がない人）にはかかってしまうということになる。そうするとそれを上乗せして農地として売却するというのは躊躇する。なので、金で買うというよりは土地を交換するというほうがやり易いのだが、その辺を踏まえてどうお考えか。
事務局(名塚職員)	議長。農地の利用集積による売却もしくは農業委員会のあっせんによる売却の場合には、譲渡所得税の特別控除が800万円まで受けられるという制度があります。

	1～2年前に、農地の売却の案件があった際に、この制度を利用する手続きを行ったことがあります。
事務局(岸名補佐)	議長。少し論点がずれるかもしれないが、地方の他市でIターン、Uターンをやりたいということで、新規就農の方がスタートし易いようにということで、下限面積を0.1アールにしたというところもあります。 農家資格というものが無くなってしまい、それに代わるものはないか悩んでいるところではあるが、現在の農家の方が農業をやっているということを証明するものとしては、耕作証明を出すことはできる。それをもって「農家」としてみることはできると考えています。 新規就農者についてはスタート時点では農家ではないので、まずスタート時点に立てるようにするには、下限面積をどのように設定したらよいかという検討が必要であると考えています。 事務局としては、関谷や城廻は昔からの農家がやっている農地が多いので、下限面積は大きな面積（40アール）のままで良いかと考えています。深沢地区についても、大きな農地でやられている方が多いので、下限面積の変更はしづらいついて考えています。現在の大きな地区割り（4地区）のほかに、更に字別でも調査をかけています。この下限面積は平成21年に40アール、20アールというのを告示で決定しています。 もし下限面積を変更するとすれば、今後は字ごとに細かく設定することも可能です。
4番（郷原委員）	4番。積極的に下限面積を下げようというのではない。しかし、利用集積などで有効性が高まっているなか、鎌倉で個人で農家をやりたいという場合に、鎌倉では農地を取得するにあたって価格が高いというリスクを負いながらやらなければならないので難し

	い。だから、そういう方から相談を受けた場合はもう少し地方でやったほうがいいのではという案内をしている。下限面積を下げるとして、字別に下げるという案も良いと思うが、固定資産税などとは何かリンクしてこないのか。
事務局(岸名補佐)	議長。税については、下限面積を下げてあまり影響はありません。 関谷や手広、上町屋などの一塊で大きな農地があるところはこのままの下限面積で大丈夫かと思いますが、浄明寺や二階堂など小さな農地が点在している地域については、検討が必要と考えています。たとえば、農家がギブアップした場合にどうやって貸すとか売るか考えた場合、農地が小さく点在しており、1箇所だけなら借りるといった場合には下限面積が課題となってくると考えられます。 調査をかけてみないことには、その地域にあるどのくらいの農家が農地を売ったり、貸借したりしたいと考えているかもわかりませんが、調査をすれば、どのくらいの農地があつてどの字の下限面積をどのくらい下げればいいのかというのが見えてくるかと思っています。 今回は見直しの必要性について論議していただいて、その調査を待つて議論していただきたい。
4 番 (郷原委員)	4 番。利用集積という制度が進んできている中では、ある程度の調査や見直しが必要かと思う。いたずらに下限面積を下げようという気はない。 今のところ今の進め方で結構である。
事務局(岸名補佐)	議長。補足ですが、関谷・城廻の農振地域については中間管理機構が賃借の取り扱いをしています。それ以外の所は利用集積で賃借を行っています。時期は未定ですが、利用集積の制度が変わ

	り、農振地域以外も中間管理機構がやってくれる見通しです。それらも見据えながら、農業委員会ではなく、鎌倉市が農地をどうしていくとう施策を打ち出してくれないと、ここだけで下限面積を変更するのは難しいかと考えています。
議長(和田副会長)	それでは、採決に移りたいと思いますが、他にご質問等はございませんか。
11番(小川委員)	11番。今の現況は10アールということか。
事務局(岸名補佐)	議長。調査をかけて、耕作農地面積規模が10アール未満の人が4割以上に増えてきたという資料になっています。下限面積を落とすのなら、10アールまで落とすことは可能ですが、それより上で設定するという決まりになっています。 これを受けて平成21年度当時、玉縄地区は40アール、その他の地区は20アールというのを定めているところです。
11番(小川委員)	11番。では、このままで継続して良いかということか。
事務局(岸名補佐)	議長。はい、このまま継続して良いかということです。
4番(郷原委員)	4番。20アールというと結構きついが、意欲があれば。
事務局(岸名補佐)	議長。農業委員会の方は下限面積を定めた場合、その告示をするが、実際やるとなれば、鎌倉市が施策等で農業をやりたい方を引き込むための支援措置などを行うか等を見据えてやらなければなりません。下限面積を下げるということでは、有象無象が入ってきてしまう可能性があります。調査等には1年くらいはかかるかと思いますが、毎年このくらいの時期に、調査等の資料を基に、どうするのかという見直しの議論をしていただきたい。
議長(和田副会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(和田副会長)	それでは採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声

議長(和田副会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。 議案第11号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案第11号は承認されました。
議長(和田副会長)	次に、日程第2、議案第12号、非農地証明について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第2、議案第12号、非農地証明についてご説明します。 まず、非農地証明についてご説明します。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の非農地の定義により、当該土地が、農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 それでは、お手元の議案第12号及び資料をご覧ください。本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっております。 当該地は、市街化調整区域内の土地です。申請地の現況は、駐車場、私道、公園、宅地、山林となっております。申請地は、県の運用指針に定められる非農地証明の交付要件6項目のすべてを満たすことが条件となっており、この案件は、すべてを満たしています。 ご審議していただき、ご了承いただければ、申請者に非農地証明を交付し、地目変更登記が行われることとなります。 以上で、説明を終わります。
議長(和田副会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
1番(柏木委員)	議長。1番。7月18日(木)午後1時から、安齊会長、若林副会長、石原委員と共に現地調査を行いましたので報告いたします。 現地は、駐車場、私道、公園、宅地、山林となっており、「非農地」として判断することが妥当と思われます。以上です。

議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4 番 (郷原委員)	4 番。県の交付要件はいいとして、農政時報の中に非農地判断のガイドラインというのがあるが、これ自体に影響は無いのか。
事務局(名塚職員)	議長。非農地証明というのは申請者からの申請をもって農業委員会が証明を出すというものですが、非農地判断というのは農業委員会から農地の所有者に対し現地を確認した結果「ここは非農地として判断されます」とするものです。
事務局(岸名補佐)	議長。農業委員会が非農地判断を行うという制度はあったが、神奈川県は進んで行ってこなかった。
4 番 (郷原委員)	4 番。やった事がある。昔は雑種地の無断転用が多かったので、旧農業委員会が適正化に向けて頑張っていたはず。
事務局(岸名補佐)	議長。それは手広のあたりの話かと思いますが、農地に戻したあと転用を行ったと聞いています。これはそうではなく、例えば農業委員会が山林になっている農地に対して「あそこはもう十数年も山林のままになっているので、もう農地ではない。」として判断を下すというものです。もともとこの制度はありましたが、神奈川県はこの制度を「行わない」としていたため、県下の各市町村はそれに並んで「行わない」としていました。なぜ行わなかったかという、農振の農用地で山林化しているところがあるが、そういったところはこの制度に当てはめるとすれば「非農地判断」できてしまうことになります。
4 番 (郷原委員)	4 番。逆に言えば調整区域内で市街化できないところを、農転を出さずに駐車場や建物を建ててしまったというのは、都市計画課が何かから農地の違法転用というようにならないのか。
事務局(岸名補佐)	議長。土地の形状が変わってしまっていた場合、調整区域ですから本来ならば、4 条許可で農地から例えば駐車場にする・・・
4 番 (郷原委員)	4 番。違う。無申請で転用してしまって、でも登記を変えるため

	に現状回復をしたうえで、更地にしたとして、どうなのか。
事務局(岸名補佐)	議長。追認は許さないという方針があります。これが示すところは、違法の転用というのではなく、自然に荒廃して山林化してしまったようなものに限定されるように思われます。そういったものを農業委員会が農地ではないと判断するものです。
4 番 (郷原委員)	4 番。今までもそうだったように思う。申請があったものに対して山林化しているということで許可を出していたではないか。
事務局(岸名補佐)	議長。非農地証明の申請があれば許可を出していました。
4 番 (郷原委員)	4 番。それを農業委員会が積極的にやるかどうかという話か。
事務局(岸名補佐)	議長。農政時報の方では、それを非農地判断として積極的やるかという話のようである。しかし、積極的にやれという風に見える一方で神奈川県は今まで積極的にやるなど言ってきた部分に齟齬が生じている。
4 番 (郷原委員)	4 番。また議案第12号の話になるが、現況がまだ山林ならわかるが、現況が公園というのはどうなのか。固定資産税は非課税の扱いで公園用地として転用しているのだと思う。公園にする段階で地目をなぜ変更しなかったのかと疑問に思う。これは市が公園として借りているのだと思うが、使用する際に転用を行っていないというのは無断転用にあたるのではないか。市はできるのかもしれないが。
6 番 (岡崎委員)	6 番。市はできる。
事務局(岸名補佐)	議長。行政がやるというのは別の話になるが、基本的には地目変更というものは所有者が行うものです。例えば過去に許可を取って転用して、現況も駐車場になっているものもあります。しかし、登記地目は農地のままという方もいます。それは地目変更登記していないためです。変更許可を取っていれば、農業委員会事務局で許可済み証明書というものが出せるので、それをもって登記所

	に行って地目変更登記をするという方法も取れます。ただ、この方法でも登記官が認めないというケースもあったので、こういった場合は非農地証明を新たに申請してもらい、それを元に登記地目を変更した事例もあります。 議案第12号の土地についても、当時何かしらの動きなどはあったかと思います。また、行政の場合は許認可は不要で、協議で足りるということもあり、当時の詳細は把握していません。
議長(和田副会長)	それでは、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(和田副会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。 議案 第12号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案第12号は承認されました。
議長(和田副会長)	次に、日程第3、議案第13号、非農地証明について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程 第3、議案第13号、非農地証明についてご説明します。お手元の議案第13号及び資料をご覧ください。 本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっております。当該地は、市街化調整区域内の土地です。申請地の現況は宅地となっております。申請地は、県の運用指針に定められる非農地証明の交付要件6項目のすべてを満たしています。 以上で、説明を終わります。
議長(和田副会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2番(石原委員)	議長。2番。7月18日(木)午後1時から、安齊会長、若林副会長、柏木委員と共に現地調査を行いましたので報告いたします。 現地は、宅地となっており、「非農地」として判断することが妥当と思われます。以上です。

議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4 番 (郷原委員)	4 番。議案第13号の参考資料の方に ■■■ のところに2軒何かかかっているようだが、建物か何か建っていて宅地ということか。
事務局 (岸名補佐)	議長。 ■■■ の隣に ■■■ という大きい土地があるかと思いますが、ここと一体となって宅地利用がされているものです。
4 番 (郷原委員)	4 番。 ■■■ というのは既に宅地として利用されているのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。はい、そうです。
4 番 (郷原委員)	4 番。今のこの2件の案件が、現況更地状態で一体化したいという話なのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。はい、そうです。 補足ですが、調整区域内の宅地ということで疑問を持っている方もいるかと思うので、ご説明します。経過を見ますと昭和23年、都市計画法ができる前に既にそこに駐留軍の為の家屋が建っており、現在まで宅地として利用されている状況です。それで今回、地目を変えたいということで非農地証明の申請があったものです。
4 番 (郷原委員)	4 番。そうすると斜線部分というのは宅地になるのか。調整宅地なのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。最終的にはそうなると思います。 開発審査課というところが既存宅地の判断をしますが、区画の中だということはわかっています。
4 番 (郷原委員)	4 番。区画の線引きが間違っていたのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。線引き前に建っていたというものです。また、線を引くのはこの家の周りを引くというのではなく、エリアで引きますので、調整区域に宅地としてあるという状況でした。
議長(和田副会長)	では、議案第13号について、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	「異議なし」の声
議長(和田副会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。 議案 第13号に 賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案第13号は承認されました。
議長(和田副会長)	次に、日程第4、議案第14号、農地等の認定について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第4、議案第14号、農地等の認定についてご説明します。この後、議案第17号まで農地等の認定が続きます。これについては、昨年、農業委員会が鎌倉市に対して下限面積を500㎡から300㎡に下げて欲しいという依頼をし、300㎡に下がったため、これに伴い、新たに生産緑地にしたいという要望が増えてきたというのが一因になっています。また、500㎡を超えているものもありますが、これはタイミングを逸していた方が新たに認定して欲しいということで出ています。 それではまず、農地等の認定についてご説明します。 生産緑地法施行規則第2条には、市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成しようとする場合においては、当該市町村の長は、第2条第1号に規定する農地又は採草放牧地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聴くことができるとされています。 今般、生産緑地の追加指定を行うにあたり、鎌倉市長から生産緑地法第2条第1号に規定する農地に該当しているか意見を求められているものです。今後の手続きとしては、10月に開催予定の鎌倉市都市計画審議会の審議を経て、年内に生産緑地地区の告示が予定されています。 それでは、お手元の議案第14号及び参考資料をご覧ください。申請地は、現在農地として良好に耕作が行われています。

	本総会でご審議いただき、承認をいただいた後、生産緑地法上の農地として認定する旨の回答をするものです。以上で説明を終わります。
議長(和田副会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
1 番(柏木委員)	議長。1 番。7 月 18 日、午後 3 時より、安齊会長、若林副会長、石原委員と共に農地の耕作状況を確認したところ、現在はナス、トマト等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長(和田副会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(和田副会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 14 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 14 号は承認されました。
議長(和田副会長)	次に、日程第 5、議案第 15 号、農地等の認定について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程 第 5、議案第 15 号、農地等の認定についてご説明 します。お手元の議案第 15 号及び参考資料をご覧ください。 生産緑地の追加指定を行うにあたり、鎌倉市長から意見を求められているものです。申請地は、現在農地として良好に耕作が行われています。 本総会でご審議いただき、承認をいただいた後、生産緑地法上の農地として認定する旨の回答をするものです。 以上で説明を終わります。
議長(和田副会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。

2 番(石原委員)	議長。2 番。7 月 18 日、午後 3 時より、安齊会長、若林副会長、柏木委員と共に 農地の耕作状況を確認したところ、現在はトマト、サトイモ等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
1 1 番(小川委員)	1 1 番。登記地目はもともと宅地のようにですが、畑に戻せるのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。現在の状況を確認するために都市計画課から依頼されたもので、現在、生産緑地法上「畑」として見られるかということに対する回答としては、登記地目に関係なく回答することとなります。
1 1 番(小川委員)	1 1 番。登記地目は変わらず、生産緑地指定になるということか。
事務局 (岸名補佐)	議長。そのとおりです。あとは、所有者の方が登記官に生産緑地を受けている旨等の相談をして、地目変更登記が出来る可能性はあると思います。
4 番(郷原委員)	4 番。戻すというのは資産価値が下がることだから、本人がやるかという疑問に思う。
事務局 (岸名補佐)	議長。あくまで方法論として説明しました。登記官は現況主義ということなので。4 番委員がおっしゃるとおり、やるかやらないかは地権者の判断によります。
4 番(郷原委員)	4 番。地目を農地に戻したらその後は農地転用できないのではないか。
事務局 (岸名補佐)	議長。普通のパターンで言うと、市街化にある畑について、本当は宅地並み課税ですが、生産緑地指定を受けると調整地域並み課税になります。30 年経って 2022 年に生産緑地の枠が取れた時に生産緑地の指定を外すとなった場合、農地であってもただの市街化の土地なので何にでもすることができます。

4 番(郷原委員)	4 番。考えたら生産緑地にして固定資産税だけ下げればいいという話で、生産緑地の指定を受けるのだから地目変更まで登記費用かけてやるとは思えない。
議長(和田副会長)	やったケースはありますよ。
4 番(郷原委員)	4 番。地目変更をしなければそのままの話で。期限が来たらまた宅地に戻すだけの話でしょう。登記簿はいじらないよ。 敢えて、生涯農業をやっていくというのなら地目変更かけるかもしれないが。そのほうが絶対得だから。
議長(和田副会長)	それはわかりませんよ。
議長(和田副会長)	それでは、採決に移ります。議案第 15 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 15 号は承認されました。
議長(和田副会長)	次に、日程第 6、議案 第 16 号、農地等の認定について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程 第 6、議案第 16 号、農地等の認定についてご説明します。お手元の議案第 16 号及び参考資料をご覧ください。 生産緑地の追加指定を行うにあたり、鎌倉市長から意見を求められているものです。申請地は、現在農地として良好に耕作が行われています。 本総会でご審議いただき、承認をいただいた後、生産緑地法上の 農地として認定する旨の回答をするものです。 以上で説明を終わります。
議長(和田副会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
1 番(柏木委員)	議長。1 番。7 月 18 日、午後 3 時より、安齊会長、若林副会長、石原委員と共に農地の耕作状況を確認したところ、現在はトマト、サツマイモ等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思われます。以上です。

議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(和田副会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(和田副会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 16 号に 賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 16 号は承認されました。
議長(和田副会長)	次に、日程第 7、議案第 17 号、農地等の認定について上程いた します。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程 第 7、議案第 17 号、農地等の認定についてご説明 します。お手元の議案第 17 号及び参考資料をご覧ください。 生産緑地の追加指定を行うにあたり、鎌倉市長から意見を求 められているものです。申請地は、現在農地として良好に耕作が 行われています。 本総会でご審議いただき、承認をいただいた後、生産緑地法 上の 農地として認定する旨の回答をするものです。 以上で説明を終わります。
議長(和田副会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2 番(石原委員)	議長。2 番。7 月 18 日、午後 3 時より、安齊会長、若林副会長、 柏木委員と共に農地の耕作状況を確認したところ、現在はエダマ メ、ナス等の作付けが行われおり、特段の問題は無いものと思わ れます。以上です。
議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(和田副会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。

	「異議なし」の声
議長(和田副会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 17 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 17 号は承認されました。
議長(和田副会長)	次に、日程第 8、議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 9、議案第 19 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第 8、議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第 9、議案第 19 号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上 2 件について関連案件ですので一括してご説明します。お手元の議案第 18 号及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案 第 18 号は、XXXXXXXXXXから農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和元年(2019 年) 8 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 7 月 31 日までの 5 年間です。 次に、議案 19 号及び参考資料をご覧ください。 議案第 19 号は、ただ今ご説明した議案第 18 号の土地を農業公社からXXXXXXXXXXに貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。期間は、令和元年(2019 年)10 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 7 月 31 日までの約 5 年間です。賃借料は、1 平方メートル当り 24 円、年間 37,300 円となっていま

	す。 なお、いずれの案件も農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行なっており、継続案件と同じと言えます。 以上で 説明を終わります。
議長(和田副会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
1 番(柏木委員)	議長。1 番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、ナス、サトイモ等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
1 1 番 (小川委員)	1 1 番。期間が5年というのは初めて見たが、何か意味があるのか。
事務局 (岸名補佐)	議長。基本は5年なのですが、3年に緩和が出来るということで、鎌倉の案件については3年のものが多かった。ほとんどが継続で続けて貸し借りされるので、期間が長いほうが手続きを頻繁に行わなくて良いので楽という利点があります。
議長(和田副会長)	よろしいでしょうか。それでは、採決に進みたいと思います。 2 件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(和田副会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 まず議案第 18 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 18 号は承認されました。
議長(和田副会長)	次に議案第 19 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(和田副会長)	総員の賛成をもちまして、議案 第 19 号は承認されました。

議長(和田副会長)	次に、日程第10、その他、諸般の報告について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第10、その他、諸般の報告について、2件、報告いたします。 諸般の報告1、令和元年度第1回湘南地区農業委員会連合会研修会の開催について、報告いたします。お手元の諸般の報告1参考資料をご覧ください。 この研修会は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の3市1町で構成する、湘南地区農業委員会連合会が、農業委員の皆様を対象に実施するものです。 場所は、藤沢市役所本庁舎8階会議室8-1・8-2で、8月9日(金)午後2時から予定されています。 お忙しい時期とは思いますが、原則的に全委員参加でお願いしております。事務局も出席予定です。やむを得ない事情で、どうしても都合がつかない方は、お早目に事務局までご連絡ください。現時点で欠席される方は挙手をお願いします。 ありがとうございます。当日はよろしくお願いいたします。 最後に、8月総会の日程について、報告させていただきます。 次回は8月27日(火)15時30分から、運営委員会は、15時10分から、402会議室で開催します。諸般の報告は以上です。
議長(和田副会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(和田副会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和元年度第4回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
議長 和田 和裕	
議事録署名委員 6番 岡崎 和裕	

議事録署名委員 7番 坂野 靖一